

岩手県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の規定に基づき、同項の診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和7年2月4日

岩手県公安委員会

委員長 村井三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
前田 哲也	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号	令和7年2月1日	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
石塚 直樹	〃	〃	〃	